明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務三一六～三二三）　一
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同三二四～三二六）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一〇
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決関係　一四
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　二六
会社その他
会社決算公告　三六

告示

○財務省告示第三百十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年十月十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年十一月九日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百六十九回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆九百七十五億円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　うち、特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆四千二十五億六千二百十万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で六千九百四十九億三千七百九十万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二千二十二億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で三百五億円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　二兆千百二十七億七千九百五十五万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　二千三十六億七千二百一万六千円

三百七億二千二百四万円